

●香川県警察本部告示第2号

香川県地域警察運営規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月31日

香川県警察本部長 筋 伊知朗

香川県地域警察運営規程の一部を改正する規程

香川県地域警察運営規程（平成12年香川県警察本部告示第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章～第5章 略	第1章～第5章 略
第6章 <u>水上警察隊及び水上警ら班</u> （第51条～第55条）	第6章 <u>水上警ら班及び水上警察隊</u> （第51条～第55条）
第7章～第10章 略	第7章～第10章 略
附則	附則
(運用)	(運用)
第5条 地域警察は、交番、署所在地、駐在所、移動交番車、警備派出所、検問所、直轄警ら隊、自動車警ら隊、自動車警ら班、鉄道警察隊、 <u>水上警察隊</u> 、 <u>水上警ら班</u> 、航空隊、通信指令室及び警察署通信室を活動単位とする。	第5条 地域警察は、交番、署所在地、駐在所、移動交番車、警備派出所、検問所、直轄警ら隊、自動車警ら隊、自動車警ら班、鉄道警察隊、 <u>水上警ら班</u> 、 <u>水上警察隊</u> 、航空隊、通信指令室及び警察署通信室を活動単位とする。
2 略	2 略
(地域警察勤務)	(地域警察勤務)
第6条 略	第6条 地域警察官は、次の各号に掲げる勤務種別に応じ、当該各号に定める勤務方法により行う地域警察勤務（次条において「通常基本勤務」という。）を通じて、第3条の任務を達成するための活動を行うものとする。
(1)～(10) 略	(1)～(10) 略
(11) <u>水上警察隊勤務</u> 船舶警ら、訪船連絡及び待機	(11) <u>水上警ら班勤務</u> 船舶警ら、訪船連絡及び待機
(12) <u>水上警ら班勤務</u> 船舶警ら、訪船連絡及び待機	(12) <u>水上警察隊勤務</u> 船舶警ら、訪船連絡及び待機
(13)～(15) 略	(13)～(15) 略
2 略	2 略
(勤務制)	(勤務制)
第13条 略	第13条 地域警察官の勤務制は、次の各号に掲げる勤務種別に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1)～(10) 略
(11) 水上警察隊勤務 日勤制
(12) 水上警ら班勤務 日勤制
(13)～(15) 略

(勤務制の方式)

第14条 略

- (1) 略
(2) 交番勤務、署所在地勤務、警備派出所勤務、直轄警ら隊勤務、自動車警ら隊勤務、鉄道警察隊勤務、水上警察隊勤務及び水上警ら班勤務における日勤制は、毎日勤務とする。
(3)・(4) 略

2 略

第6章 水上警察隊及び水上警ら班

(設置等)

第51条 水上警察隊は、警察本部に置き、警察用船舶の一体的かつ効率的な運用を図るものとする。

2 水上警ら班は、瀬戸内海沿岸の地域を管轄する警察署に置くことができる。

(水上警察隊等の活動)

第52条 水上警察隊又は水上警ら班の地域警察官は、所定の海域において、警察用船舶の運用により、水上警察活動を行うものとする。

(船舶警ら)

第53条 水上警察隊勤務及び水上警ら班勤務の船舶警らにおいては、前条に規定する所定の海域を巡航することにより、犯罪の予防検挙、危険の防止等に当たるものとする。

2 水上警察隊又は水上警ら班の地域警察官は、気象状況、警察用船舶の故障その他の理由により船舶警らを行うことが適当でないと認めるときは、徒步又は警ら用無線自動車により所定の海域の沿岸の警らを行い、水上交通の監視、指導取締り等に当たるものとする。

3 略

- (1)～(10) 略
(11) 水上警ら班勤務 日勤制
(12) 水上警察隊勤務 日勤制
(13)～(15) 略

(勤務制の方式)

第14条 前条の勤務制の方式は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 略
(2) 交番勤務、署所在地勤務、警備派出所勤務、直轄警ら隊勤務、自動車警ら隊勤務、鉄道警察隊勤務、水上警ら班勤務及び水上警察隊勤務における日勤制は、毎日勤務とする。
(3)・(4) 略

2 略

第6章 水上警ら班及び水上警察隊

(設置等)

第51条 水上警ら班は、香川県小豆警察署、香川県高松北警察署及び香川県丸亀警察署に置き、これらの警察署に警察用船舶を配置するものとする。

2 水上警察隊は、警察本部に置き、警察用船舶の一体的かつ効率的な運用を図るものとする。

(水上警察班等の活動)

第52条 水上警ら班又は水上警察隊の地域警察官は、所定の海域において、警察用船舶の運用により、水上警察活動を行うものとする。

(船舶警ら)

第53条 水上警ら班勤務及び水上警察隊勤務の船舶警らにおいては、前条に規定する所定の海域を巡航することにより、犯罪の予防検挙、危険の防止等に当たるものとする。

2 略

(訪船連絡)

第54条 水上警察隊勤務及び水上警ら班勤務の訪船連絡においては、第52条に規定する所定の海域を巡航することにより、航行し、若しくは遊覧し、又は操業する船舶を訪問して、犯罪の予防、災害及び事故の防止その他海上における公安の維持のために必要と認められる事項についての指導連絡、困りごと、意見、要望等の聴取等に当たることにより、船舶の関係者及び漁業者等との良好な関係を保持するとともに、所定の海域の実態を掌握するものとする。

(待機等)

第55条 第43条の規定は水上警察隊勤務及び水上警ら班勤務の待機について、第44条の規定は水上警察隊勤務及び水上警ら班勤務の休憩について準用する。

(訪船連絡)

第54条 水上警ら班勤務及び水上警察隊勤務の訪船連絡においては、第52条に規定する所定の海域を巡航することにより、航行し、若しくは遊覧し、又は操業する船舶を訪問して、犯罪の予防、災害及び事故の防止その他海上における公安の維持のために必要と認められる事項についての指導連絡、困りごと、意見、要望等の聴取等に当たることにより、船舶の関係者及び漁業者等との良好な関係を保持するとともに、所定の海域の実態を掌握するものとする。

(待機等)

第55条 第43条の規定は水上警ら班勤務及び水上警察隊勤務の待機について、第44条の規定は水上警ら班勤務及び水上警察隊勤務の休憩について準用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。